山陽小野田市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について 山陽小野田市介護保険条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成27年2月20提出

山陽小野田市長 白 井 博 文

山陽小野田市介護保険条例の一部を改正する条例

山陽小野田市介護保険条例(平成17年山陽小野田市条例第116号)の一部を次のように改正する。

第15条各号列記以外の部分中「平成24年度から平成26年度まで」を「平成27年度から平成29年度まで」に改め、同条第1号中「29,400円」を「32,400円」に改め、同条第2号中「29,400円」を「45,360円」に改め、同条第3号中「44,100円」を「48,600円」に改め、同条第4号中「58,800円」を「58,320円」に改め、同条第9号中「117,600円」を「129,600円」に改め、同号を同条第10号とし、同条第8号中「102,900円」を「113,400円」に改め、同号を同条第9号とし、同条第7号中「88,200円」を「97,200円」に改め、同号を同条第8号とし、同条第6号中「73,500円」を「81,000円」に改め、同号イ中「第8号イ」を「第9号イ」に改め、同号を同条第7号とし、同条第5号中「64,680円」を「71,280円」に改め、同号イ中「第7号イ又は第8号イ」を「第8号イ又は第9号イ」に改め、同号を同条第6号とし、同条第4号の次に次の1号を加える。

(5) 令第39条第1項第5号に掲げる者 64,800円

第17条第3項中「若しくはハ」を「若しくはニ」に改め、「若しくは第4号ロ又は第15条第5号イ、第6号イ、第7号イ若しくは第8号イ」を「、第4号ロ、第5号ロ、第6号ロ、第7号ロ、第8号ロ又は第9号ロ」に改め、

「第4号まで又は第15条第5号から第8号まで」を「第9号まで」に改める。

附則に次の3項を加える。

(改正法附則第14条に規定する介護予防・日常生活支援総合事業等に関する経過措置)

- 6 法第115条の45第1項に規定する介護予防・日常生活支援総合事業については、介護予防及び生活支援の体制整備の必要性等に鑑み、その円滑な実施を図るため、平成27年4月1日から市長が定める日までの間は行わず、当該市長が定める日の翌日から行うものとする。
- 7 法第115条の45第2項第5号に掲げる事業については、その事業の実施に必要な準備のため、平成27年4月1日から市長が定める日までの間は行わず、当該市長が定める日の翌日から行うものとする。
- 8 法第115条の45第2項第6号に掲げる事業については、その円滑な実施を図るため、平成27年4月1日から市長が定める日までの間は行わず、 当該市長が定める日の翌日から行うものとする。

附則

(施行期日)

1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、 公布の日から起算して3月を超えない範囲内において規則で定める日から施 行する。

(平成27年度から平成29年度までにおける保険料率の特例)

2 所得の少ない第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る第15条 第1号に該当する者の平成27年度から平成29年度までの各年度における 保険料率は、同号の規定にかかわらず、29,160円とする。

(経過措置)

3 改正後の山陽小野田市介護保険条例第15条の規定は、平成27年度以後 の年度分の保険料から適用し、平成26年度分までの保険料については、な お従前の例による。

山陽小野田市介護保険条例新旧対照表

改 正 後

(保険料率)

- 第15条 平成27年度から平成29年度までの各年度における保険料率は、次の各号に掲げる第1号被保険者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。
 - (1) 介護保険法施行令(平成10年政令第412号。以下「令」という。)第39条第1項第1号に掲げる者 32,400円
 - (2) 令第39条第1項第2号に掲げる者 45,360円
 - (3) 令第39条第1項第3号に掲げる者 48,600円
 - (4) 令第39条第1項第4号に掲げる者 58,320円
 - (5) 令第39条第1項第5号に掲げる者 64,800円
 - (6) 次のいずれかに該当する者 <u>71,280円</u>
 - ア 地方税法(昭和25年法律第226号)第292条 第1項第13号に規定する合計所得金額(以下「合計 所得金額」という。)が125万円未満である者であ り、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの
 - イ 要保護者(生活保護法(昭和25年法律第144 号)第6条第2項に規定する要保護者をいう。以下同 じ。)であって、その者が課される保険料額について この号の区分による額を適用されたならば保護(生活

改正前

(保険料率)

- 第15条 <u>平成24年度から平成26年度まで</u>の各年度における保険料率は、次の各号に掲げる第1号被保険者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。
 - (1) 介護保険法施行令(平成10年政令第412号。以下 「令」という。)第39条第1項第1号に掲げる者 29,400円
 - (2) 令第39条第1項第2号に掲げる者 29,400円
 - (3) 令第39条第1項第3号に掲げる者 44,100円
 - (4) 令第39条第1項第4号に掲げる者 58,800円
 - (5) 次のいずれかに該当する者 64,680円
 - ア 地方税法(昭和25年法律第226号)第292条 第1項第13号に規定する合計所得金額(以下「合計 所得金額」という。)が125万円未満である者であ り、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの
 - イ 要保護者(生活保護法(昭和25年法律第144 号)第6条第2項に規定する要保護者をいう。以下同 じ。)であって、その者が課される保険料額について この号の区分による額を適用されたならば保護(生活

保護法第2条に規定する保護をいう。以下同じ。)を 必要としない状態となるもの(令第39条第1項第1 号イ((1)に係る部分を除く。)、次号イ、<u>第8号イ又</u> は第9号イに該当する者を除く。)

- (7) 次のいずれかに該当する者 81,000円
 - ア 合計所得金額が190万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの
 - イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(令第39条第1項第1号イ((1)に係る部分を除く。)、次号イ又は<u>第9号イに該当する者を除く。</u>)
- (8) 次のいずれかに該当する者 97,200円
 - ア 合計所得金額が450万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの
 - イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(令第39条第1項第1号イ((1)に係る部分を除く。)又は次号イに該当する者を除く。)
- (9) 次のいずれかに該当する者 113,400円
 - ア 合計所得金額が700万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの
 - イ 要保護者であって、その者が課される保険料額につ

保護法第2条に規定する保護をいう。以下同じ。)を 必要としない状態となるもの(令第39条第1項第1 号イ((1)に係る部分を除く。)、次号イ、<u>第7号イ</u> 又は第8号イに該当する者を除く。)

- (6) 次のいずれかに該当する者 73,500円
 - ア 合計所得金額が190万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの
 - イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(令第39条第1項第1号イ((1)に係る部分を除く。)、次号イ又は<u>第8号</u>イに該当する者を除く。)
- (7) 次のいずれかに該当する者 88,200円
 - ア 合計所得金額が450万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの
 - イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(令第39条第1項第1号イ((1)に係る部分を除く。)又は次号イに該当する者を除く。)
- (8) 次のいずれかに該当する者 <u>102,900円</u>
 - ア 合計所得金額が700万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの
 - イ 要保護者であって、その者が課される保険料額につ

いてこの号の区分による額を適用されたならば保護を 必要としない状態となるもの(令第39条第1項第1 号イ((1)に係る部分を除く。)に該当する者を除 く。)

(10) 前各号のいずれにも該当しない者 129,600円

(賦課期日後において第1号被保険者の資格取得、喪失等が あった場合)

第17条 (略)

2 (略)

3 保険料の賦課期日後に令第39条第1項第1号イ(同号イに規定する老齢福祉年金の受給権を有するに至った者及び同号イ(1)に係る者を除く。)、口<u>若しくは二</u>、第2号ロ、第3号ロ、第4号ロ、第5号ロ、第6号ロ、第7号ロ、第8号ロ又は第9号ロに該当するに至った第1号被保険者に係る保険料の額は、当該該当するに至った日の属する月の前月まで月割りにより算定した当該第1号被保険者に係る保険料の額と当該該当するに至った日の属する月から令第39条第1項第1号から第9号までのいずれかに規定する者として月割りにより算定した保険料の額の合計額とする。

4 (略)

附則

 $1 \sim 5$ (略)

いてこの号の区分による額を適用されたならば保護を 必要としない状態となるもの(令第39条第1項第1 号イ((1)に係る部分を除く。)に該当する者を除 く。)

(9) 前各号のいずれにも該当しない者 117,600円

(賦課期日後において第1号被保険者の資格取得、喪失等があった場合)

第17条 (略)

2 (略)

3 保険料の賦課期日後に令第39条第1項第1号イ(同号イに規定する老齢福祉年金の受給権を有するに至った者及び同号イ(1)に係る者を除く。)、口若しくはハ、第2号ロ、第3号口若しくは第4号ロ又は第15条第5号イ、第6号イ、第7号イ若しくは第8号イに該当するに至った第1号被保険者に係る保険料の額は、当該該当するに至った日の属する月の前月まで月割りにより算定した当該第1号被保険者に係る保険料の額と当該該当するに至った日の属する月から令第39条第1項第1号から第4号まで又は第15条第5号から第8号までのいずれかに規定する者として月割りにより算定した保険料の額の合計額とする。

4 (略)

附則

 $1 \sim 5$ (略)

(改正法附則第14条に規定する介護予防・日常生活支援 総合事業等に関する経過措置)

- 6 法第115条の45第1項に規定する介護予防・日常生活支援総合事業については、介護予防及び生活支援の体制整備の必要性等に鑑み、その円滑な実施を図るため、平成27年4月1日から市長が定める日までの間は行わず、当該市長が定める日の翌日から行うものとする。
- 7 法第115条の45第2項第5号に掲げる事業について は、その事業の実施に必要な準備のため、平成27年4月 1日から市長が定める日までの間は行わず、当該市長が定 める日の翌日から行うものとする。
- 8 法第115条の45第2項第6号に掲げる事業について は、その円滑な実施を図るため、平成27年4月1日から 市長が定める日までの間は行わず、当該市長が定める日の 翌日から行うものとする。